

くらしと環境



◀ 町HPからくらしと環境を調べる

上下水道料金について

上下水道課料金係 ▶ 内線372 FAX42-2142

音更町の上下水道料金は、基本料金と超過料金からなっています。

基本料金は、使用水量にかかわらずお支払いいただく料金で、超過料金は、基本使用水量を超える分について、使用水量に応じてお支払いいただく料金です。

また、個別排水処理施設の使用料については、処理槽の大きさに応じた定額料金となっています。

なお、上下水道の使用期間が1カ月に満たない場合は、使用水量に応じた料金でのご請求となります。

上下水道料金Q&A

こんなとき届け出は必要？

上下水道課料金係 ▶ 内線372 FAX42-2142

Q 来週引っ越しするんだけど、何か届け出が必要なの？

A 以下の届け出が必要です。

転出や転入、町内での引っ越しなどの場合、届け出が必要になります。住民票の異動届や口座振替のお申し込みとは連動しておりませんので、必ず別に使用開始または休止の届け出をしてください。手続き自体は非常に簡単。電話一本で行うことができます。

なお、届け出の際には次のものをご用意ください。

- ①「お客様番号」のわかるもの(検針票や納入通知書など)
- ②転出(転居)先の詳しいご住所
- ③連絡先のお電話番号

また、引っ越し以外にも下記の場合は、必ず届け出をお願いします。



家を改築したとき



旅行や入院などで長期間水道を使用しないとき



使用者の名義や納入通知書の送付先が変わるとき



給排水設備の改造を伴うリフォームを行うとき

こんなときどうすればいいの？

上下水道課給排水係 ▶ 内線375 FAX42-2142

Q 水道が凍って水が出ないときはどうすればいいの？

A 町指定工事業者に連絡してください。

寒さが厳しくなると、昼間でも水道が凍ることがあります。そのままにしておくと水道管が破裂して、思わぬ出費となることがありますので注意してください。修理については、町指定工事業者に相談してください。

Q 水道の修理費は町が出してくれるの？

A いいえ、お客様の自己負担になります。

自宅内やマンション内の給水管や蛇口などの給水装置はお客様の所有物になります。修理費用はお客様の負担になりますので大切に管理してください。なお、上下水道施設のうち、どこまでがお客様で管理する部分なのかについては右記の二次元バーコードでご確認ください(町HP)。



Q 使っていないはずなのに水の流れる音がしたり、水道代が急に高くなったのはどうして？

A 漏水(宅内での水漏れ)の可能性あります。

水道を使っていないのに水が流れる音がしたり、心当たりがなく料金が高くなったりした場合、見えないところで漏水している可能性があります。家庭内の給水管や蛇口などの給水装置は皆さんの持ち物になりますので、早急に町指定工事業者に修理を依頼してください。

Q 排水管が詰まったときはどうしたらいいの？

A まずは異物を直接取り除きましょう。

水の流れが悪い場合は、まず排水口の見える部分の異物を直接取り除いたあと、市販のラバーカップ(すっぽん)を使ってみてください。ラバーカップを使用しても駄目な場合、汚水管の接続の不具合が考えられますので早急に修理を依頼してください。

工事や修理について

自宅の水道、下水道の工事や故障の修繕は直接町指定工事業者に依頼してください。賃貸などの借家であれば管理会社などを通して修理を依頼してください。右記の二次元バーコードから業者一覧を確認できます(町HP)。



ただし、設置工事後間もないのであれば、まず工事を行った工事業者にご相談ください。修理を行った費用は自己負担になることがありますので、事前に料金などを確認してください。

届出・証明

マイナンバー

税・保険・年金

健康・福祉・介護

子育て・教育

くらしと環境

公共施設

交通機関

相談

テレホンガイド

ごみについて

環境生活課環境生活係▶内線562 FAX 42-2117

【音更町ごみ分別アプリ】



▲iOS端末用



▲Android
端末用

「音更町ごみ分別アプリ」はごみの収集日をお知らせしたり、分別方法を手軽に調べることができます。ごみに関するさまざまな情報を簡単に確認できますので、ぜひご利用ください。上記の二次元バーコードからインストールできます。

【ごみ分別の手引き】



家庭で出るごみの分別方法や捨て方などさまざまなごみに関する情報を掲載しています。

「ごみ分別の手引き」は、役場、木野支所で配布しています。

【ごみカレンダー】

音更町はエリアによってごみの収集日が異なるためごみカレンダーによって地区ごとの情報をお伝えしています。

「ごみカレンダー」は役場、木野支所ほか各公共施設、町内のコンビニで配布しています。

除雪作業にご協力を

道路河川課維持管理係▶内線335 FAX 42-2142

除雪作業の基本

- ①新雪の積雪が10センチを超え、その後も降雪が続くと予測されるときに出動します。
- ②通常は、交通量の少ない深夜から通勤・通学の時間帯の間に行います。
- ③短い時間で広い地域の通路を確保するため、雪を両脇にかき分けるだけの「かき分け除雪」を行います。
- ④除雪作業は、民間企業などに委託して行います。

生活道路の除雪について

生活道路の除雪は、大型ショベルで両脇にかき分ける「かき分け除雪」を行い、雪を道路用地内の道路附帯地などに堆積します。

このため、各宅地の出入口付近にかき分けた雪の処理

は、各家庭の皆さんで除雪するようご協力をお願いします。近年の住宅地の道路には、一見して歩道のように思える舗装した附帯地が設けられていますが、この部分は、夏は歩道の役目もしますが、冬は雪の堆積スペースになりますのでご理解願います。

除雪の手順は、始めに道路の中心から両脇にかき分け、次に左右に幅を広げます。このとき、路上駐車や障害物があると左右が不均等になったり、作業の妨げにもなりますので路上駐車などはしないようご協力をお願いします。

町からのお願い

▶深夜や早朝の作業にご協力ください

通勤・通学の時間帯までに除雪を完了させるため、深夜や早朝に作業を行う場合がありますので、ご理解願います。

▶除雪車両には近寄らないでください

除雪作業中は大変危険ですので、除雪車両などには絶対に近寄らないでください。

また、除雪作業中に、センターラインを越える場合がありますので、ご注意ください。

▶道路付近でのそり遊びは危険です

そりやミニスキーなどの楽しい遊びも、道路へ飛び出しては事故を引き起こしてしまいます。道路付近の雪山では、遊ばないでください。

▶出入口付近にかき分けた雪は各家庭で除雪を
除雪作業により、各宅地の出入口付近にかき分けた雪は、各家庭などで除雪するようご協力をお願いします。

▶路上駐車は除雪作業の支障になります

路上駐車は、除雪作業に支障があるばかりでなく、事故の原因になったり、法令に違反する場合がありますので、路上駐車はやめましょう。

▶車道へ雪を出さないでください

車道へ雪を出すと路面がでこぼこになります。交通事故の原因になったり、法令に違反する場合がありますので、車道への雪出しはやめましょう。

▶道路上に障害物を置かないでください

道路敷地に障害物（ごみ収集庫、縁石段差解消の台、看板・のぼり用のブロックなど）を置かないでください。除雪作業で破損しても町は責任を負えません。

雪捨て場のご案内

町内には7カ所の雪捨て場があります。

- ①音更②音幌③温泉④東音更⑤下音更（一般家庭用、大型車で搬入不可）⑥共和⑦下土幌
- ※雪捨て場の詳細な場所については右記の二次元バーコードから確認できます（町HP）

